

総務教育常任委員会資料

(平成22年1月21日)

〔件名〕

- ・ 県庁北側緑地駐車場整備検討事業におけるパブリックコメントの
実施について【総務課】・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・ 県の行政事務からの暴力団排除について【県民室】・・・・・・・・ 6

総 務 部

県庁北側緑地駐車場整備検討事業におけるパブリックコメントの実施について

平成22年1月21日
総務部 総務課

県庁北側緑地に外来用駐車場整備を検討するにあたり、整備の方法等について広く県民の意見を聴取するためパブリックコメントを実施する。

1 実施期間および方法

- (1) 実施期間 平成22年1月21日から平成22年2月26日まで
- (2) 実施方法 とりネット・新聞掲載、県民室・各県民局窓口資料配布
県政参画電子アンケート実施
説明会・意見交換会の実施

2 コメント聞取り内容

- (1) 県庁北側緑地の駐車場化について（駐車場化についての是非）
- (2) 駐車場整備範囲について（別添計画案1～4についての意見）

	整備範囲	利用料	緑地整備後 駐車台数	総駐車台数	概算経費 (千円)	備考
現状	—	有料	27台	286台		
案1	ストハウス部分のみ	無料	73台	332台	55,000	・県庁構内駐車場として整備 ・閉庁日は開放
案2	庭園部分のみ	無料	88台	347台	70,000	
案3	案1+案2	無料	137台	396台	123,000	
案4	神社を除く全ての部分	無料	186台	445台	166,000	

※総駐車台数＝緑地整備後駐車台数＋外来者用既存駐車台数

※現在、臨時駐輪場としているテニスコートは、「本庁舎、議会棟耐震改修工事」完了後、原状回復し、鳥取西高等学校に所管替えを行い、部活動や授業などの用に供します。

- (3) その他北側緑地整備に関する意見について

3 今後のスケジュール

	H22												H23							
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5			
パブリックコメント	← 実施期間 →																			
	↔ 集計等 ↔																			
パブリックコメントの結果駐車場整備となった場合	整備内容決定			↔		6月補正		← 設計業務 →					← 工事 →							

県庁北側緑地の駐車場化について御意見をお寄せください

県では、県庁北側緑地を整備し駐車場の拡張を検討しています。
この整備に対しては、賛否を含め県民の皆様の意見を広くお伺いしたいと考えていますので、御協力をお願いします。

1 検討事項

(1) 県庁に来られる一般外来者用駐車場が不足しています

県庁の外来者用駐車場は、現在 259 台(地上 180 台、地下 79 台)整備されていますが、県庁内で研修、講習会等がある場合には、不足を生じています。

[主な会議室収容人数]

講堂 300 人、第 22 会議室 100 人、第 33・34 会議室 各 60 人

(2) 県庁周辺の駐車場が不足しています

県庁周辺公共集客施設(博物館、仁風閣、とりぎん文化会館など)や久松公園周辺の駐車場が不足しており、特に祝日や週末には周辺地域で交通渋滞を招いています。

そこで、県庁北側緑地を駐車場として整備する場合は、現在の県庁構内駐車場と同様、閉庁日に開放し、交通渋滞緩和に資することとしています。

(3) しかし、整備するには緑地を減少させなければなりません

現在、県民の皆様に開放している県庁北側緑地には中高木が数百本あります。駐車場整備をするとした場合は、樹木の一部を「とっとり出合いの森」(鳥取市桂見)へ移植する予定ですが、その他は伐採をすることとなります。

2 整備計画案(別図参照)

	整備範囲	緑地整備後 駐車台数	※2総駐車 台数	概算経費 (千円)	備考
現状	—	※1 27台	286台	—	
案1	レストハウス部分のみ	73台	332台	55,000	・県庁構内駐車場として整備 ・閉庁日は開放
案2	庭園部分のみ	88台	347台	70,000	
案3	案1+案2	137台	396台	123,000	
案4	神社を除く全ての部分	186台	445台	166,000	

※1 時間貸有料駐車場です。詳しくは、別紙資料2③を御覧ください。

なお、この時間貸有料駐車場は、案1～案4では23台に整備し直され、無料とします。

※2 総駐車台数＝緑地整備後駐車台数＋外来者用既存駐車台数

○現在、臨時駐輪場としているテニスコートは、「本庁舎、議会棟耐震改修工事」完了後、原状回復し、鳥取西高等学校が、部活動や授業などに利用します。

御意見の募集期間

平成22年1月21日(木)から平成22年2月26日(金)まで

御意見の提出方法

回答用紙(別紙)を次のいずれかの方法で送付してください。

【郵送】〒680-8570 鳥取県総務部総務課(住所記載なしで届きます)

【ファクシ】0857-26-8111

【電子メール】soumu@pref.tottori.jp

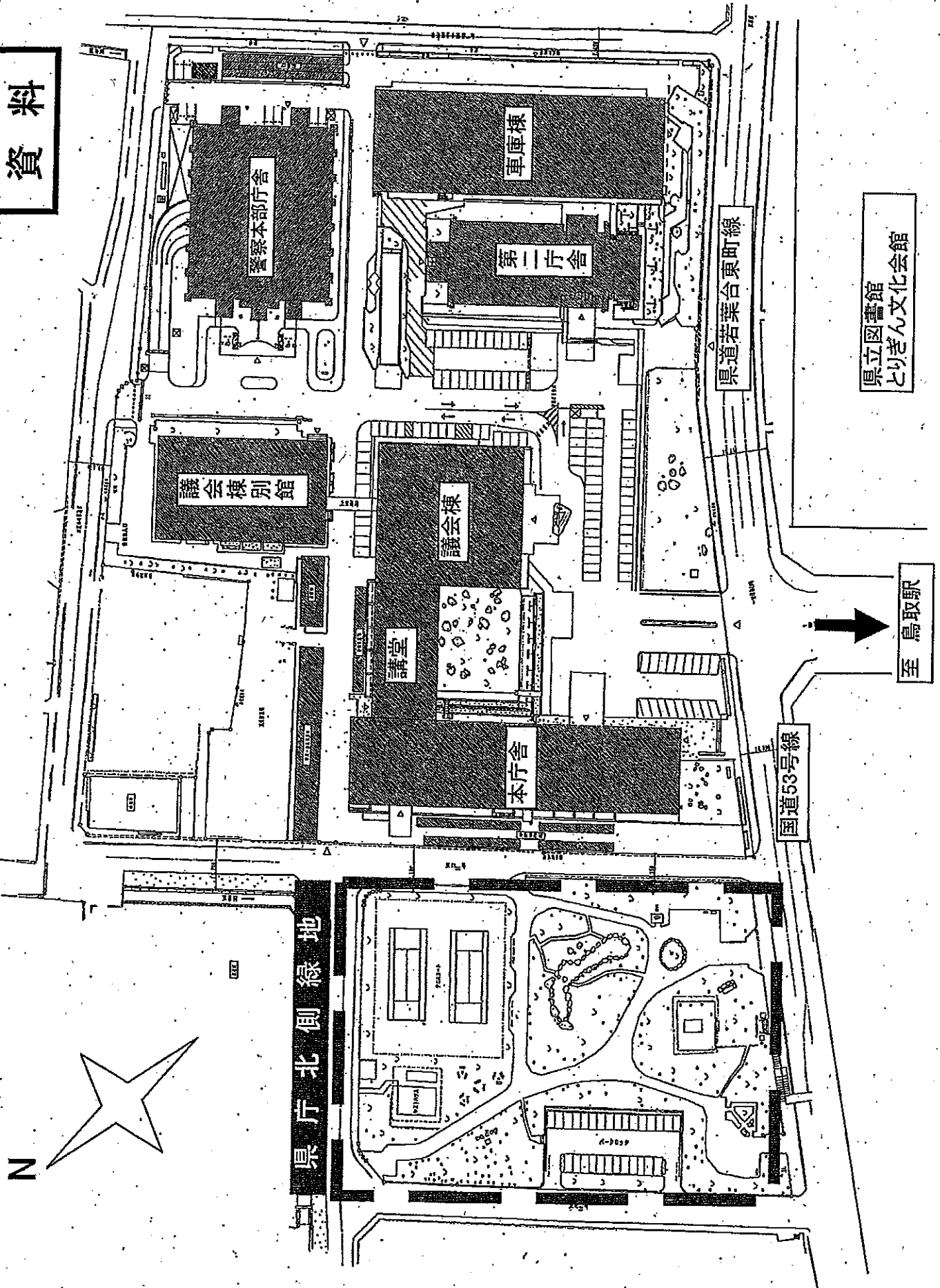
【意見箱】県庁県民室、県立図書館、各総合事務所県民局に設置してあります。

お問い合わせ先

鳥取県総務部総務課 電話：0857-26-7010、7883

ホームページ：http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3308

資料



県庁北側緑地

県道若菜台東町線

国道53号線

県立図書館
とりきん文化会館

至鳥取駅

県庁北側緑地(約9,000㎡)



①レスタハウス



②銅像



③有料駐車場



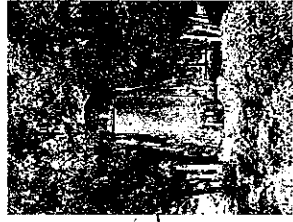
④城南神社



⑤庭園

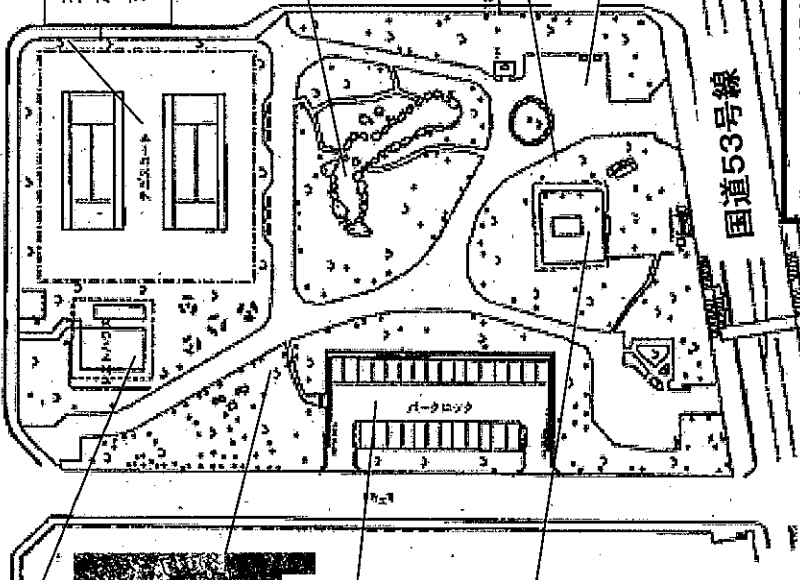


⑦鳥取県議事堂碑



⑥因伯新道紀功碑

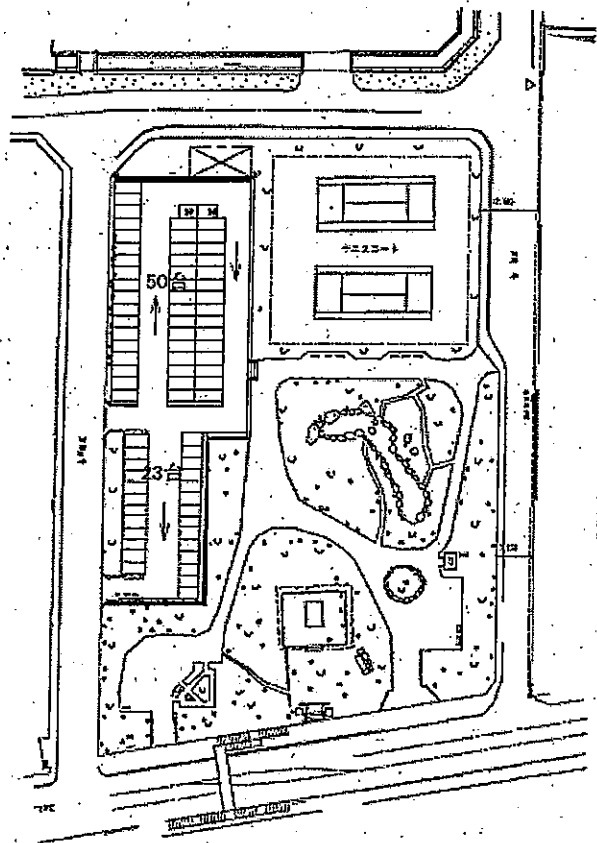
現在実施中の「本庁舎・議会棟耐震改修工事」終了(H23.12)までは臨時駐輪場として利用。



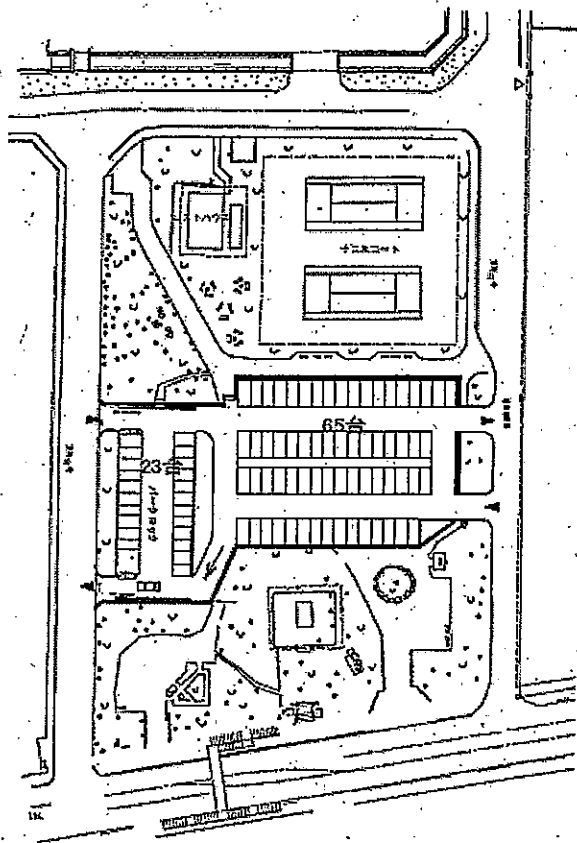
①レスタハウス	鉄骨造平屋建 98㎡ 現在は閉鎖し県庁会議室として利用。
②銅像	作者不明
③有料駐車場	27台 時間貸
④城南神社	木造平屋建 殉職公務員(警察、消防)慰霊社
⑤庭園	枯山水 県産庭石数十個
⑥因伯新道紀功碑	鳥取県再配置時の因伯道開通記念碑。 明治20年建立。
⑦鳥取県議事堂碑	—

明30年	鳥取県議事堂建設	昭49年	県庁第2庁舎建設に伴い県議事務所、自治会館、日赤入居団体は2庁舎に移転。
昭11年	城南神社上棟	昭55年	鳥取県議事堂解体(跡地に記念碑建立)
昭28年	鳥取県勢務所建設	昭56年 ~現在	庭園、レスタハウス、テニスコート等を整備し現在に至る。
昭33年	自治会館建設		
日本赤十字社鳥取県支部建設(時期不明)			

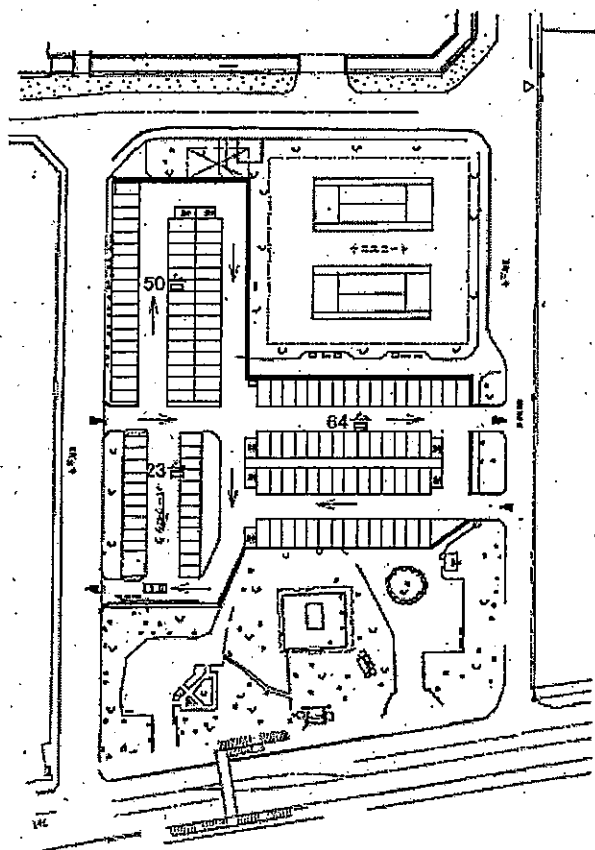
【利用経緯】もともとは侍屋敷であったが、寛永年間に鳥取藩の御役所が置かれる。大政奉還後は、岩美郡役場として引き続き利用。



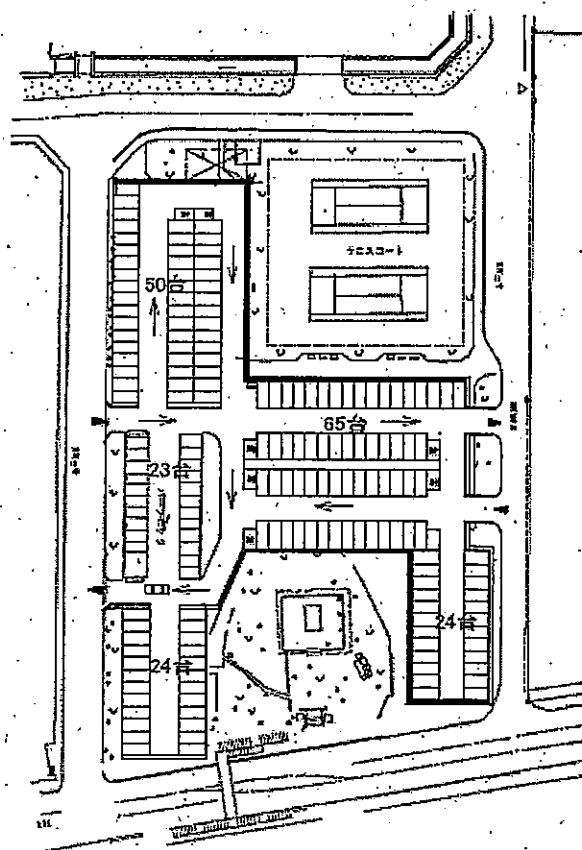
案 1 (レストラン部分のみ)



案 2 (庭園部分のみ)



案 3 (案 1 + 案 2)



案 4 (神社を除く全て)

県の行政事務からの暴力団排除について

平成22年1月21日
県民室

1 現状と対応

(1) 現状

従来から、鳥取県をはじめ全国の都道府県において、契約等の個別の事務から暴力団を排除するため、警察本部と知事部局等との間で情報提供等を約束する合意書を締結し、これらの事務から暴力団を排除するよう努めて来たところであるが、平成21年6月に、佐賀県において全国で初めて全ての行政事務を対象とした「佐賀県が行う行政事務からの暴力団排除合意書」が締結されたところである。

(2) 対応方針

鳥取県では、従来から県営住宅、建設業、指定管理者の事務から暴力団を排除するため、警察本部との協力に関する合意書を締結してきているところであるが、暴力団対策を徹底するため、佐賀県の取組等も参考に、警察本部と知事部局等（教育委員会、病院局等を含む。）との間で、行政事務全体を対象を拡大した「行政事務からの暴力団の排除に関する合意書」を新たに締結し、これを受けて各部局において具体的な取組を進めることとする。

2 合意書の概要

(1) 暴力団等を排除する行政事務

- ① 建設工事等の請負、物品等の売買、業務の委託等に係る契約【既存措置の拡充】
- ② 財産及び金銭の貸付けに係る契約【既存措置の拡充】
- ③ 補助金等の交付【新規】
- ④ 公の施設に係る指定管理者の指定【既存措置】
- ⑤ 公の施設の利用許可【既存措置の拡充】及び公有財産の使用許可【新規】
- ⑥ その他申請等に対し県が行う相手方の利益になる可能性のある処分等【新規】

(2) 暴力団情報の提供・排除措置の実施

① 暴力団情報の提供

- ア 各部局は、警察本部に対して行政事務の相手方となり、又はなる可能性のある者が暴力団等に該当するか照会することができる。
- イ 警察本部は、アを受けて調査を行い回答する。

② 排除措置の実施

各部局は、入札参加資格を付与しない、補助金を交付しない、契約解除等、(1)の行政事務の相手方としないための排除措置を行う。

※ 具体的な排除措置については、別途定める排除要綱に基づき、各部局が行う。

③ 相互連携

- ア 各部局と警察本部は、相互に情報交換を行う。
- イ 各部局は、妨害・いやがらせ等がある場合等には、警察本部に協力を依頼できる。
- ウ 訴訟等の際には、警察本部は情報の正当性を立証する等必要な協力を行う。

3 今後の方針・スケジュール等

- (1) 合意書の締結【調印式】 2月上旬
- (2) 排除要綱の制定 "
- (3) 関係条例改正の提案 2月（公の施設の設管条例等を改正予定）
- (4) 各部局における要綱等の改正等 ～3月
- (5) 排除措置スタート（※） 4月

※ 4月に排除措置をスタートするのは、特に排除が必要と考えられる2(1)①～⑤の事務とする。

2(1)⑥の事務については、排除の必要性や可否等を検討した上で順次排除措置を実施していく。